

第9回農業委員会定例会(議事録)

1 日 時 令和3年9月30日(木) 午前10時00分  
午前10時30分

2 場 所 竹原市役所 地下1階 第2会議室

3 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員

推進委員 緊急事態宣言発令中のため出席を求めない。

4 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員

5 審議案件

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 竹原農業振興地域整備計画の変更(案)の協議について

議案第45号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について

議案第46号 非農地証明申請について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番石本進委員を指名いたします。</p> <p>広島県が緊急事態宣言を発令したことから、本総会につきましては、出席者の人数を減らすため推進委員の出席を求めないこととし、9月17日に担当推進委員と現地調査をした結果を踏まえ、宮崎委員から現状の説明をすることとします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 申請地は、西野町字風呂ヶ谷1516番1の1筆、地目は畑、面積は計79㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画は柿を作付けする予定です。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。</p>
宮崎委員	<p>申請地は、西野集会所から北に約250m付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字多沖郷1456番3、1457番3の2筆、地目は田、面積は計399.91㎡です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。</p>

宮崎委員	申請地は、大井地域交流センターから南に約 100m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町字多井二ノ割 2628 番 5 の 1 筆、地目は田、面積は 324 m <sup>2</sup> です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、竹原西小学校から南西に約 550m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に、3 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町字下新開 3533 番 8 (仮換地 50 街区 1-8 画地) の 1 筆、地目は田、面積は 219 m <sup>2</sup> (換地後の面積は 143.5 m <sup>2</sup> ) です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 本件は令和 2 年 2 月 28 日付で建売住宅用地として転用許可したものでありますが、土地区画整理区域内の農地については、区画整理事業が全て完了するまでは地目を変更することができないため、所有権を移転することに伴い許可を求めるものです。 用途が定められた農地であり、土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、竹原市役所から北西に約 350m付近にあります。現地確認時、既に住宅が建築されていました。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は、竹原町字下新開 3533 番 9（仮換地 50 街区 1-9 画地）の1筆、地目は田、面積は 219 m <sup>2</sup> （換地後の面積は 143.5 m <sup>2</sup> ）です。 本件は令和2年2月28日付で建売住宅用地として転用許可したものでありますが、土地区画整理区域内の農地については、区画整理事業が全て完了するまでは地目を変更することができないため、所有権を移転することに伴い許可を求めるものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、竹原市役所から北西に約 350m付近にあります。 現地確認時、既に住宅が建築されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 5番の申請地は、新庄町字松ノ木 55 番 1 の1筆、地目は田、面積は 311 m <sup>2</sup> です。 自社駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	申請地は、東野小学校から北東に約 500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第43号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は217㎡、対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。</p> <p>内容につきましては、参考資料6ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和3年10月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第4、議案第44号「竹原農業振興地域整備計画の変更（案）の協議について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5～6ページ、参考資料の7～9ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農振農用地の編入に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の編入申請につきましては、4件とも全て中山間地域等直接支払交付金を活用するために行われるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第45号「下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の10ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定より、竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p>

	<p>申請地は、忠海東町四丁目甲 234 番、235 番 1、238 番、241 番 1 の 4 筆、地目はいずれも畑、面積は計 384.61 m<sup>2</sup>です。</p> <p>隣接する家屋については、令和 3 年 9 月 6 日に空き家バンクの登録指定を受けています。</p> <p>空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため、下限面積の別段面積を 1 a とする特例区域に指定するものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、原案のとおり、申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第 6、議案第 4 6 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 8 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字西柏新開 5034 番 1、5060 番の計 2 筆、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆の計 2 筆、面積は計 1,057 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地は、昭和の頃から現在に至るまで長年にわたり近隣住民等の進入路として利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。
宮崎委員	<p>申請地は、吉名地域交流センターから南東に約 450m 付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に進入路として利用されており、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定します。</p> <p>次に日程第 7、報告第 1 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 9 ページ、参考資料の 12～17 ページをご覧ください。</p> <p>令和 3 年 8 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は 1 0 件、筆数は田 4 3 筆、畑 1 7 筆の計 6 0 筆、面積は計 25,810 m<sup>2</sup>の届出がありました。詳細につきましては参考資料の 12～17 ページをご確認ください。説明は以上です。</p>

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
	<p>事務局からは特にありません。</p>
石本委員	<p>東野町で現在、農地を太陽光設備用地に転用する事例が増えている。</p> <p>隣接する河川について、水路利用関係者が年に何回か集まり、掃除などを行っており、参加できない場合には負担金を徴収している。</p> <p>しかしながら、太陽光発電設備業者が敷地内に防草シートを設置した場合に排水路をもうけているが、その水は隣接する河川に流れ出るものの、太陽光発電事業者は市外の場合がほとんどであるため、掃除に出ることもなければ、負担金を徴収することができない。</p> <p>地元に事前に負担金を納めるなどの相談をするように農地転用申請時に伝えてほしい。</p>
局長	<p>県から申請時に条件を付けすぎではいけないと言われており、負担金の納付を許可条件にするのは難しいところがあるが、申請時に地元で水路管理の方法について相談するように伝えることができると思うので検討します。</p> <p>また、県や国にも折をみて要望を行います。</p>
議 長	<p>事務局で検討をお願いします。それでは以上をもちまして、令和3年第9回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進